

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第 1 の別に定める
「くろまぐろ」について

(第 4 管 理 期 間)

平成 29 年 12 月 28 日公表

平成 30 年 6 月 22 日一部改正

平成 30 年 9 月 7 日一部改正

第 1 くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針

- 1 くろまぐろは、漁獲量の大半を我が国が占め、更に大韓民国やメキシコ等の他国により漁獲されたものもその多くが我が国に輸出されている。このため、我が国としては、同資源の最大の漁業国かつ消費国として、また、同資源の産卵場が我が国周辺水域内にあることから、その持続的利用に大きな責任を有する立場にある。
- 2 我が国周辺水域を含む中西部太平洋のくろまぐろ資源の保存管理は、中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）において、北太平洋まぐろ類国際科学委員会（以下「ISC」という。）の資源評価結果に基づき行われており、平成 26（2014）年には、平成 27（2015）年以降の措置として、以下の内容が決められたところである。
 - (1) 現在の親魚資源量を、平成 36（2024）年までに、少なくとも 60 パーセントの確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とする。
 - (2) 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）の漁獲量を平成 14（2002）年から平成 16（2004）年までの平均漁獲量から 50 パーセント削減する（超過量は翌年の漁獲可能量から差し引く）。
 - (3) 30 キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）の漁獲量を平成 14（2002）年から平成 16（2004）年までの平均漁獲量から増加させない（超過量は翌年の漁獲可能量から差し引く）。
 - (4) 加えて、平成 28（2016）年には、翌年より小型魚の漁獲枠から大型魚の漁獲枠への振替を可能とすることが決められた。
- 3 我が国は、WCPFC の決定を踏まえ、平成 22（2010）年から管理強化に取り組んできており、前述の WCPFC における平成 27（2015）年以降の措置を踏まえ、平成 27 年 1 月からは、小型魚の漁獲枠は 4,007 トン、大型魚の漁獲枠は 4,882 トンとし、特に小型魚については、沖合漁業は漁法別、沿岸漁業は全国を 6 ブロックに分けて管理を開始した。

平成 27 (2015) 年の第 1 管理期間は、漁獲枠内に収まったものの、北海道・東北地方の定置漁業を中心に漁獲枠の消化が進み、一部地域（太平洋北部ブロック）において漁獲枠を超過した状況となった。国際合意を果たすためには今後法規制による厳格な数量管理体制の構築が必要と考え、平成 28 (2016) 年の第 2 管理期間は、漁獲可能量（TAC）制度を念頭に置いた「くろまぐろ型 TAC」の試験実施として、国の基本計画（試行版）や都道府県別の管理計画（試行版）を作成するとともに、定置漁業で全国規模の共同管理を設ける等の柔軟な管理策の構築に取り組んできた。平成 29 (2017) 年の第 3 管理期間においても第 2 管理期間に引き続き「くろまぐろ型 TAC」の試験実施に取り組んでいる。

- 4 このような中、広域漁業調整委員会の承認を得ずにくろまぐろ操業を行ったり、操業自粛の要請と指導を行ったりしたにも関わらずくろまぐろの漁獲を続けたりする事例が発生したことを踏まえ、平成 30 (2018) 年の第 4 管理期間からは、これまでの試験実施から「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成 8 年法律第 77 号)」(以下「資源管理法」という。)に基づく漁獲可能量（TAC）制度に移行することとし、本基本計画では同法に基づきくろまぐろの漁獲可能量を定めるとともに、我が国国内の保存管理措置について規定することとした。

※管理期間について

管理期間	沿岸漁業 (知事管理漁業)	沖合漁業 (大臣管理漁業)
第 1 管理期間	平成 27 (2015) 年 1 月 1 日から 平成 28 (2016) 年 6 月 30 日まで	平成 27 (2015) 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
第 2 管理期間	平成 28 (2016) 年 7 月 1 日から 平成 29 (2017) 年 6 月 30 日まで	平成 28 (2016) 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
第 3 管理期間	平成 29 (2017) 年 7 月 1 日から 平成 30 (2018) 年 6 月 30 日まで	平成 29 (2017) 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
第 4 管理期間	平成 30 (2018) 年 7 月 1 日から 平成 31 (2019) 年 3 月 31 日まで	平成 30 (2018) 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(注) 沿岸漁業の管理の適正化・円滑化の観点から、沿岸漁業の第 4 管理期間は平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 9 か月間とすることとし、第 5 管理期間からは沿岸漁業の管理期間の切り替え時期を 3 月から 4 月に移行する。

第 2 くろまぐろの動向に関する事項

平成 30 (2018) 年に ISC が行った資源評価の結果によると、親魚資源量は平成 8 (1996) 年から続いていた減少傾向に歯止めがかかり、平成 22 (2011) 年以降はゆっくりと回復していることが確認された。

加入量については、上述の ISC 資源評価の結果によると、平成 26 (2014) 年は過去最低水準とされたが、平成 27 (2015) 年は低加入水準とされ、

さらに平成 28 (2016) 年は不確実性が高いものの歴史的平均値を上回る水準と推定された。また、我が国が実施している加入量モニタリングの速報 (平成 29 (2017) 年 10 月及び 12 月) によると、平成 29 (2017) 年の南西諸島海域生まれの加入量と日本海生まれの加入量は、共に、これまでの調査期間 (それぞれ、平成 23 (2011) 年以降、平成 25 (2013) 年以降) の中では高水準である可能性が高い。なお、ISC においては、加入量は、資源評価の範囲の中では、親魚資源量との明確な相関は見られず、大きく変動しているとされている。

第 3 くろまぐろの漁獲可能量に関する事項

1 くろまぐろの第 4 管理期間の漁獲可能量の設定は、WCPFC の決定を踏まえ、以下のとおりとする。ただし、漁獲可能量に係る WCPFC の保存管理措置が変更された場合には漁獲可能量の改定を行うものとする。

(1) 小型魚の漁獲可能量は、平成 14 (2002) 年から平成 16 (2004) 年までの平均漁獲量の 50 パーセント (8,015 トン→4,007 トン) から、大型魚の漁獲可能量へ振り替えた数量 (250 トン) 及び大臣管理漁業の第 3 管理期間の超過数量 (23.3 トン) を減じ、沿岸漁業については第 2 管理期間及び第 3 管理期間の超過分を減じるとともに管理期間を 9 か月間とすることに伴う按分等を行い、算定した数量 (3,386.3 トン) とする。このうち配分を留保する数量を 255.58 トンとする。

(2) 大型魚の漁獲可能量は、平成 14 (2002) 年から平成 16 (2004) 年までの平均漁獲量 (4,882.0 トン) に、小型魚の漁獲可能量から振り替えた数量 (250 トン) を加え、沿岸漁業については管理期間を 9 か月間とすることに伴う按分等を行い、算定した数量 (4,627.0 トン) とする。このうち、配分を留保する数量を 239.1 トンとする。

第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
くろまぐろ	第 4 管理期間	8,013.3 トン
小型魚	第 4 管理期間	3,386.3 トン
大型魚	第 4 管理期間	4,627.0 トン

2 上表の漁獲可能量は以下の変更があった場合はこれに応じた数量にするものとする。

(1) 第 3 管理期間の超過量の差引き

第 3 管理期間で漁獲可能量を超過した場合は、第 3 管理期間終了後 1 か月以内に超過量を確定し公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第 4 管理期間の漁獲可能量は原則として当該超過量を差し引いた量とする。この場合、小型魚/大型魚別に差し引くものとする。

(2) 小型魚から大型魚への振替

小型魚の漁獲可能量から大型魚の漁獲可能量への振替について協議が調った場合は、その内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第4管理期間の漁獲可能量は当該振替を反映した量とする。

(3) 小型魚における第3管理期間で獲り控えた数量の上乗せ

小型魚において、第3管理期間で都府県（第3管理期間の漁獲枠が0.1トンの都府県または平成30年4月時点で配分量の残量が1トン未満の都府県は除く。）の沿岸漁業において獲り控えを行い配分量より採捕数量が少ない場合は、第3管理期間終了後1か月以内に配分量と採捕数量の差分（以下「上乗せ対象量」という。）を確定し公表するものとする。当該公表がなされた場合は、都府県の第4管理期間の配分量は、上乗せ対象量を加えた数量を上限とするが、加える数量は配分量を超過した道県の第4管理期間からの差引量の合計値の範囲内において調整し、決定するものとする。

(4) 水産政策審議会への報告

(1) から (3) までの規定により漁獲可能量が変更された数量となった場合、水産政策審議会に報告するものとする。

第4 くらまぐろの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の1の表に掲げるくらまぐろの第4管理期間の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量（以下「大臣管理漁業の配分量」という。）は、次表に定めるとおりとする。

第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類(注)	数量(トン)
小型魚	大中型まき網漁業	1,500
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	38.9
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	43.8
大型魚	大中型まき網漁業	3,063.2
	近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	218.8

(注) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第1項の指定漁業を

定める政令（昭和 38 年政令第 6 号）第 1 項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成 6 年農林水産省令第 54 号。以下「特定大臣許可省令」という。）第 1 条第 1 項各号に掲げる漁業（特定大臣許可省令附則第 14 条の規定により特定大臣許可省令第 3 条第 1 項の規定が適用されないものを除く。）をいう。

2 漁獲可能量の改定による上表の改定

第 3 の 1 のただし書により我が国全体の漁獲可能量が改定された場合には、必要に応じて上表を改定するものとする。

3 超過量の差し引きと小型魚から大型魚への振替による上表の改定

第 3 の 2 の（1）の超過量の差し引き及び第 3 の 2 の（2）の小型魚から大型魚への振替による漁獲可能量の変更に応じて上表も改定するものとする。

4 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の上表の改定

第 3 の 1 の表に掲げるくろまぐろの第 4 管理期間の漁獲可能量を超えるおそれがある場合は、直ちに公表するものとする。当該公表がなされた時点で、上表の配分量が消化されていない場合は、上表の配分量は当該公表時点の採捕数量と同量とする。

5 配分量の移譲による上表の改定

上表の配分量と第 5 の都道府県別に定める数量の移譲について関係者間の協議が調った場合は、その内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上表の配分量は当該移譲を反映した量とする。

第 5 くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第 3 の 1 の表に掲げるくろまぐろの第 4 管理期間の漁獲可能量のうち、都道府県別に定める数量（以下「都道府県の配分量」という。）は、次表に定めるとおりとする。なお、都道府県の配分量を定めるに当たっては、直近 3 年間の漁獲実績のほか、小型魚については第 3 の 2 の（3）により調整された数量を、大型魚については漁獲実績の少ない都道府県における混獲管理に必要な数量を配分するものとする。

（1）小型魚

都道府県名	数量（トン）	漁船漁業等の広域管理数量（トン）
-------	--------	------------------

北海道	8.3	山形県	0.2
青森県	212.5	大阪府	0.1
岩手県	21.1	岡山県	0.1
宮城県	23.8	佐賀県	0.8
秋田県	15.1	大分県	0.7
山形県	7.7	沖縄県	0.1
福島県	9.0		
茨城県	18.1		
千葉県	36.3		
東京都	8.4		
神奈川県	33.8		
新潟県	33.8		
富山県	104.2		
石川県	50.6		
福井県	21.2		
静岡県	26.2		
愛知県	0.1		
三重県	17.5		
京都府	17.9		
大阪府	0.1		
兵庫県	1.8		
和歌山県	23.6		
鳥取県	1.9		
島根県	58.8		
岡山県	0.1		
広島県	0.12		
山口県	87.9		
徳島県	8.4		
香川県	0.1		
愛媛県	8.3		
高知県	34.8		
福岡県	3.9		
佐賀県	0.8		
長崎県	632.8		
熊本県	0.7		
大分県	0.7		

宮崎県	15.5	
鹿児島県	2.0	
沖縄県	0.1	
計	1,548.02	2.0

(注) 漁船漁業等の広域管理の数量は、都道府県の数量の内数。

(2) 大型魚

都道府県名	数量 (トン)	漁船漁業等の広域管理 数量 (トン)
北海道	208.4	山形県 0.1
青森県	401.0	大阪府 1.0
岩手県	14.8	岡山県 1.0
宮城県	12.9	佐賀県 6.0
秋田県	28.5	大分県 6.0
山形県	8.6	
福島県	6.0	
茨城県	6.0	
千葉県	22.1	
東京都	13.6	
神奈川県	6.0	
新潟県	14.1	
富山県	7.4	
石川県	11.8	
福井県	8.2	
静岡県	10.5	
愛知県	6.0	
三重県	7.7	
京都府	12.1	
大阪府	1.0	
兵庫県	8.7	
和歌山県	12.2	
鳥取県	6.0	
島根県	15.3	
岡山県	1.0	
広島県	1.0	
山口県	23.0	
徳島県	6.0	

香川県	1.0	
愛媛県	6.0	
高知県	13.2	
福岡県	6.9	
佐賀県	6.0	
長崎県	152.5	
熊本県	6.0	
大分県	6.0	
宮崎県	7.6	
鹿児島県	7.6	
沖縄県	13.2	
計	1,105.9	14.1

(注) 漁船漁業等の広域管理の数量は、都道府県の数量の内数。

2 都道府県は、1の表の配分量のうち、小型魚及び大型魚ごとに、それぞれに係る知事管理量の1割に相当する数量以上の留保を設けることとなっているが、各都道府県の判断でこれを放出できるものとする。

3 漁獲可能量の改定による1の表の改定

第3の1のただし書により我が国全体の漁獲可能量が改定された場合には、必要に応じて同表を改定するものとする。

4 超過量の差し引き、小型魚から大型魚への振替及び第3管理期間で獲り控えた数量の上乗せによる1の表の改定

第3の2の(1)の超過量の差し引き、第3の2の(2)の小型魚から大型魚への振替による漁獲可能量の変更及び第3の2の(3)の小型魚における第3管理期間で獲り控えた数量の上乗せに応じて同表も改定するものとする。なお、上乗せに関して都府県の第4管理期間の配分量は、上乗せ対象量を加えた数量を上限とするが、加える数量は配分量を超過した道県の第4管理期間からの差引量の合計値の範囲内で調整し、決定するものとする。

5 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の1の表の改定

第3の1の表に掲げるくろまぐろの第4管理期間の漁獲可能量を超えるおそれがある場合は、直ちに公表するものとする。当該公表がなされた時点で、1の表の配分量が消化されていない場合は、同表の配分量は当該公表時点の採捕数量と同量とする。

6 配分量の移譲による1の表の改定

1の表の都道府県の配分量と第4の大臣管理漁業の配分量の移譲及び同表の都道府県の配分量間の移譲について関係者間で協議が調った場合は、農林水産大臣はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、同表の配分量は当該移譲を反映した量とする。

7 都道府県の配分量の管理について

都道府県は当該都道府県の配分量を以下により管理するものとし、当該都道府県の計画に以下の管理の別を記載するものとする。

(1) 都道府県別管理

都道府県は各々の配分量を超えないよう、当該都道府県で管理することを基本とする。ただし、当該配分量では資源管理法第4条第2項第3号に基づき採捕の種類別、海域別又は期間別に数量を割り当てて管理することができるものとする。

この場合、採捕の種類別は、漁船漁業等と定置漁業に分けることが望ましい。

(2) 漁船漁業等の広域管理

(1)の後段の漁船漁業等の割当量が極めて少なく、くろまぐろの来遊状況に応じた管理の実施が難しい場合は、複数の都道府県で漁船漁業等の割当量の合計値を共同して管理することができるものとする。

この場合、都道府県の判断により、定置漁業も含めて広域管理を行うことも可能とする。

(3) 漁船漁業等の広域管理の割当量の変更

都道府県は漁船漁業等の広域管理で割り当てた数量を変更する場合は直ちに国に報告するものとする。報告があった場合、国は、当該変更を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、漁船漁業等の広域管理の都道府県の合計数量は当該変更を反映した量とする。

(4) 採捕数量報告について

都道府県は、くろまぐろの突発的来遊等により、採捕数量が急激に積み上がることも想定し、急激な採捕数量の積み上がりがあった場合には当日中に当該状況を把握し、これに応じた迅速な対応をとれる体制を整備する必要がある。そのため、あらかじめ1日当たり緊急に報告すべき数量の目安を漁業者との間で設定しておくものとする。

(5) 早期是正措置

① 都道府県は、資源管理法第4条に基づく都道府県計画において、早期是正措置として、都道府県の配分量又は(1)のただし書の割当量の7割を超える場合に取り組む管理措置を具体的に定めるものとする。

② 都道府県は、管理期間の経過に応じた採捕量の積み上がり状況を踏まえながら、②の留保枠を設けている都道府県は当該配分量の9割5

分を超える場合、②の留保枠を設けていない都道府県は当該配分量の9割を超える場合に資源管理法第10条第2項に基づき当該管理期間の末日までの間は採捕停止命令を行うものとする。

第6 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 大臣管理漁業別の管理について

大臣管理漁業別に以下の漁業者団体は大臣管理漁業の配分量を管理するものとする。

(1) 大中型まき網漁業

管理主体	管理内容
・一般社団法人全国まき網漁業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・操業海区別や月別等に配分を細分化して管理 ・漁獲量の早期報告の徹底 ・資源管理法に基づく採捕の数量報告を通じて傘下漁業者の漁獲量をモニタリングし配分量を超えないよう指導

(2) 近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業

管理主体	管理内容
<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会 ・日本かつお・まぐろ漁業協同組合 ・一般社団法人全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・操業海区別等の漁獲管理を行うための適切な単位での漁獲枠の細分化、混獲枠の設置（混獲が主の場合はやむを得ない混獲のみに限定）等を通じて管理 ・漁獲量の早期報告の徹底 ・資源管理法に基づく採捕の数量報告を通じて傘下漁業者の漁獲量をモニタリングし配分量を超えないよう指導

(3) 東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業

管理主体	管理内容
・全国かじき等流し網漁業協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・操業海区別等の漁獲管理を行うための適切な単位での漁獲枠の細分化等を通じて管理 ・漁獲量の早期報告の徹底 ・資源管理法に基づく採捕の数量報告を通じて傘下漁業者の漁獲量をモニタリングし配分量を超えないよう指導

2 大臣管理漁業の採捕数量の公表等について

(1) 国は各大臣管理漁業から報告のあった採捕数量を集計し、漁獲状況として水産庁ホームページに掲載する。

(2) 各大臣管理漁業は以下のとおり採捕数量が積み上がった場合は、速やかに国に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業種類	報告主体	報告基準
・大中小型まき網漁業	・一般社団法人全国まき網漁業協会	・1日1船団で50トンを超える量の採捕
・近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	・一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会 ・日本かつお・まぐろ漁業協同組合 ・一般社団法人全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会	・1日1隻で2トンを超える量の採捕
・東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	・全国かじき等流し網漁業協議会	・1日1隻で0.5トンを超える量の採捕

(3) 国は大臣管理漁業別に当該漁業の配分量を超えるおそれがあると認められるとき（配分量の7割を超えるときを基準とし、管理期間の経過に応じて判断するものとする）は資源管理法第8条に基づき当該採捕数量を公表するものとする。

3 大臣管理漁業の早期是正措置等について

(1) 国は各大臣管理漁業の配分量の7割を超えるときを基準として、過去の採捕実績の状況を踏まえ早期是正措置をとるものとする。具体的には資源管理法第9条に基づき、各大臣管理漁業の漁業者団体を通じて漁業者に対し、助言、指導又は勧告を行うものとする。

事項	助言・指導等の内容
・各大臣管理漁業の配分量の7割を超えるとき	・輪番休漁等の漁業特性に応じた具体的な管理措置の実施を助言 ・ただし、操業海区別や月別等に配分を細分化して管理している場合は配分枠の遵守状況を踏まえつつ助言
・各大臣管理漁業の配分量の8割を超えるとき	・くろまぐろの生存個体は放流し、くろまぐろの採捕は混獲のみとして数量を最小限に留めることを指導 ・ただし、操業海区別や月別等に配分を細分化して管理している場合は配分枠の遵守状況を踏まえつつ指導
・各大臣管理漁業の配分量の9割を超えるとき	・くろまぐろを獲ることを目的とした操業は停止し、生存個体は放流、くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとして数量を最小限に留めることを勧告 ・ただし、操業海区別や月別等に配分を細分化して管理している場合は配分枠の遵守状況を踏ま

(2) 管理期間の経過に応じた各大臣管理漁業の採捕量の積み上がり状況から当該配分量を超えるおそれが著しく大きい場合は、資源管理法第10条第1項に基づき当該管理期間の末日までの間は採捕停止命令を行うものとする。

第7 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

1 都道府県から国に対する採捕数量報告

各都道府県は、採捕数量が積み上がった場合は、漁業者から1日で1トンを超える採捕数量報告があった際に、速やかに採捕数量を国に伝達するものとする。

2 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理

(1) 遊漁の管理は沿岸漁業者の管理に歩調を合わせていくことを基本とし、国と都道府県は協力して、遊漁者及び遊漁船業者に対して、漁業者の取組について周知を図り漁業者の取組に歩調を合わせた対応を行うことで管理する。

(2) 都道府県は管内漁業者へ管理の取組を指導した際は管内遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この際、当該都道府県は国に対し当該指導内容を速やかに伝達するものとする。

(3) 国は(2)の当該都道府県の指導内容を踏まえ、他都道府県の遊漁者及び遊漁船業者にも同様の対応を行うよう理解と協力を求めるため、水産庁ホームページに「都道府県別海域別の管理状況一覧」を掲載する。

(4) 特に遊漁者（プレジャーボート等）は利用者の実態が必ずしも明らかでないことから、都道府県と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

(5) 遊漁者による採捕量は第5の都道府県別に定める数量に含まれるため、当該都道府県知事の採捕停止命令（資源管理法第10条関係）が出された際は当該都道府県の水面で遊漁をする者も命令対象となる。

(6) なお、資源管理法による遊漁の管理のほか、関係海区漁業調整委員会において、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条の規定に基づく当該漁業調整委員会指示により、くろまぐろの採捕に関する制限又は禁止等の措置をとれるため、必要に応じた関係海区漁業調整委員会での議論を推奨する。

3 公平な漁獲可能量の配分や差引きルールの見直しの検討

公平な漁獲可能量の配分や差引きルールについては、その基礎となる採

捕数量の集計・分析を行うとともに、地域や漁業種類別の遵守状況を踏まえたものとなるよう広域漁業調整委員会や水産政策審議会等の意見を聴き検討する。

4 調査・研究体制の充実

くろまぐろの保存及び管理をなお一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、現行の採捕数量の把握や資源に関する調査・研究体制の充実強化を更に進めることとする。

5 くろまぐろの管理に取り組む漁業者への支援

くろまぐろのより厳しい管理に取り組む漁業者を支援するため、漁業収入安定対策事業を活用するものとする。具体的には、資源管理指針・計画体制による強度資源管理タイプの資源管理計画の作成を推進する。

6 くろまぐろ管理の理解増進

くろまぐろの管理措置を適切に実施していくためには、同資源を利用している全ての漁業者が一丸となって、それぞれの漁業特性に応じながら取り組んでいくことが必要である。同時に流通加工業者や消費者等の幅広い方々の理解と協力も不可欠であり、水産庁ホームページの活用や例年8月に開催している「太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議」等を通じて理解増進に努めるものとする。